

関原発 第541号

2021年 1月15日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

執行役社長 森本 孝

高浜発電所第1号機 使用承認申請の取下げについて

当社は、高浜発電所第1号機の緊急時対策所（1・2・3・4号機共用）の使用承認を受けるため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の11第1項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第17条第3号に基づき、2020年11月17日付け関原発第418号により使用承認申請を致しましたが、申請内容の一部を見直すこととしました。

このため、同使用承認申請書の取り下げを行うことと致しますので、よろしくお取り計らい願います。